

東京都江東区②(平成 23 年度事業)

1. 事業内容

担当課等	地域振興部経済課産業振興係 TEL : 03-3647-2332 FAX : 03-3647-8442
助成事業名	新製品・新技術開発支援

2. 助成事業の内容

助成対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区内の中小企業（個人事業主も含む） 2. 複数の中小企業（1/2 以上が区内事業所）で構成される任意のグループ 3. 区内の中小企業団体（事業協同組合等） 以上のいずれかに該当し、次の条件を満たすもの ア. 引き続き 1 年以上事業を営んでいる イ. 各企業において、前年度及び前々年度の法人住民税及び法人事業税（個人の場合は住民税及び個人事業税）を滞納していない ウ. 他の公的機関が実施する同様の補助事業に申請していない
助成内容	中小企業が自ら行う研究開発で、2011 年度中に事業が完了する見込みのある、次の事業とします。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 新製品の開発技術 2. 機械器具又は装置の高性能化、又は省力化、若しくは自動化のための技術 3. 新物質又は新材料の開発利用技術 4. 生産、加工又は処理のための新技術 5. 新システム又は新工法の開発技術 6. 資源・エネルギー対策関連技術 7. 公害防止、安全、福祉又は社会開発対策関連技術 8. 業界内における共通の技術的問題点を解決するための研究開発 9. 特定中小企業者の新分野進出等による構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法に伴う開発技術 10. その他区長が必要と認める研究開発 補助対象経費としては、研究開発に直接必要な経費であって、次の経費とします。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 原材料及び副資材の購入に要する経費 2. 機械装置の購入又は借用に要する経費 3. 工具器具の購入又は借用に要する経費 4. 外注加工に要する経費 5. 工業所有権の導入に要する経費 6. 技術指導の受入れに要する経費 7. 研究開発の委託に要する経費 8. その他区長が必要と認める経費 ※ただし、上記のうち外注加工費または研究開発委託費が補助対象経費の総額の 8 割を超えるものは、対象外です。また、すでに研究開発が完了しているものや、量産用経費・管理費等の間接的経費は対象になりません。
助成期間	・会計年度内事業であるため支給を受けられるのは当該年度分の経費
助成金額、補助率	・1 件あたり 300 万円（補助対象経費の 2/3 以内） ・年間助成件数は原則 5 件（予定）
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・2011 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで ◆補助事業の流れ 【申請】 4 月～6 月 【審査】 7 月～8 月 【交付決定】 9 月初旬 【中間検査】 11 月中旬 【事業完了（実績報告）】 3 月中 【補助金交付】 3 月下旬
審査（選考）方法	・審査会により決定（書類審査及び面接審査があります）

申請に係わる必要書類等	江東区中小企業新製品・新技術開発補助金交付申請書					
	添付書類 1 (事業計画書)					
	添付書類 2 (研究開発の資金計画)					
	添付資料 3 (研究開発の技術的説明)					
	添付資料 4 (企業概要)					
	添付資料 5 (研究開発事業者構成表)					
		単一企業		グループ		中小企業団体
		法人	個人	法人	個人	
	法人登記簿謄本	○		○		○
	住民票		○		○	
法人住民税及び法人事業税納税証明書	○		○		○	
住民税及び個人事業税納税証明書		○		○		
定款又は会則	定款		会則		定款	
企業概要又は構成表等	企業概要(別紙)		構成表(別紙)		会員名簿	
共通書類	仕様書・図面(設計図・理機構・回路図・着色図等)、特許・実用新案のし、その他参考となる資料					
備考	納税証明書は前年度、前々年度の2ヵ年分を添付					
支払い方法等						

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・ 非公開
応募件数	・ 非公開
事業予算規模	・ 非公開
パンフ等の有無	・ チラシ有。事例については区報で紹介

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・ 中間報告(進捗状況など)と最終実績報告
----------	-----------------------

6. 平成23年度の計画・予定等

計画・予定等	・ 非公開
--------	-------